



2023年7月28日

各位

会社名 蝶理株式会社  
代表者名 代表取締役社長 先瀨 一夫  
(コード: 8014 東証プライム)  
問合せ先 経営管理部長 河村 泰孝  
(TEL. 03-5781-6201)

### 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な株主価値に対する当社従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図して、下記のとおり、一定の条件の下で自己株式を割り当てることについて決議しましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年10月27日(金)
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 41,400株(注)
(3) 処分価額	1株につき2,983円
(4) 処分総額	123,496,200円(注)
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、蝶理従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を割り当てます(当該割り当てた数が処分株式の数となります。)。なお、対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません(蝶理従業員持株会 41,400株)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 「処分株式の数」及び「処分総額」は、株式付与の対象となり得る最大人数である従業員414名に対して、それぞれ当社普通株式100株を付与するものと仮定して算出した最大値です。本持株会は、2023年7月31日開催予定の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数(募集株式数)及び処分総額(払込総額)は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数(募集株式数)及び処分総額(払込総額)につきましては、確定次第速やかにお知らせします。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の成長を成果として従業員と分かち合うとともに、従業員が当社株式を保有することで、当社との一体感を深めることを企図して、当社の発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、本持株会の会員(以下、「会員」といいます。)に対し、特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決定しました。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する(以下、「本自己株式処分」といいます。)もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につ

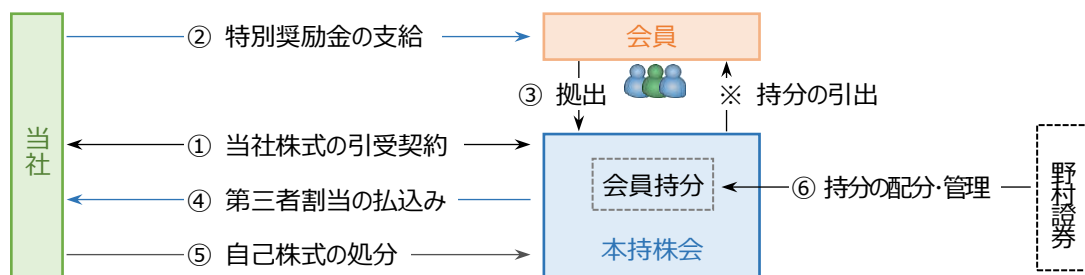
きましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大 41,400 株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式総数（2023年3月31日時点）	25,303,478株	0.16%
総議決権数（2023年3月31日時点）	245,720個	0.17%

なお、本自己株式処分は、申込期間に当社と本持株会との間で本引受契約が締結されることを条件として行われます。

### 3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
  - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
  - ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
  - ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
  - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
  - ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、特別奨励金として会員に支給され、会員から本持株会に対して拠出される特別奨励金を払い込むことにより行われるものです。処分価額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2023年7月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,983円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、処分価額2,983円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均2,970円（円未満切捨）に対して100.44%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均2,786円（円未満切捨）に対して107.07%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,640円（円未満切捨）に対して112.99%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

また、上記処分価額につきましては、本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）全員が、本自己株式の処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

#### 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上